

食安検発第0927001号
平成17年9月27日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全企画情報課
検疫所業務管理室長
(公印省略)

食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の登録検査機関への委託の指示について

標記については、平成16年12月2日付け食安発第1202003号「食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の登録検査機関への委託について」(以下「部長通知」という。)により通知されたところである。

今般、平成17年7月29日付け食安輸発第0729002号により、野菜及び果実の鉛及びヒ素に係るモニタリング検査が強化されたところであるが、当該検査については、部長通知の別紙の1の(2)に基づき、登録検査機関に試験事務を委託し、検査を実施することとしたので、下記に留意の上、その実施に当たられたい。

記

登録検査機関に委託を行うための検体を採取する各検疫所の品目、検体数については、平成17年7月29日付け食安検発第0729003号の別紙にて示しているが、貨物の輸入状況及び委託業務の発生に伴い、検査実施割り当てを別添のとおり改正することとしたため、検査実施に当たっては留意するようお願いする。

検体数の割り振りのあった検疫所においては、各本所単位で登録検査機関と委託契約を結ばれたい。検査の実施は、平成17年10月12日から開始するものとする。

部長通知の別紙の3の(1)に該当しない登録検査機関は現在のところ存在しない。今後、新たに地方厚生局から適合命令等が発出された場合には、その都度情報提供する。